

長泉町防災資機材等整備事業補助金交付申請の手引き

はじめに

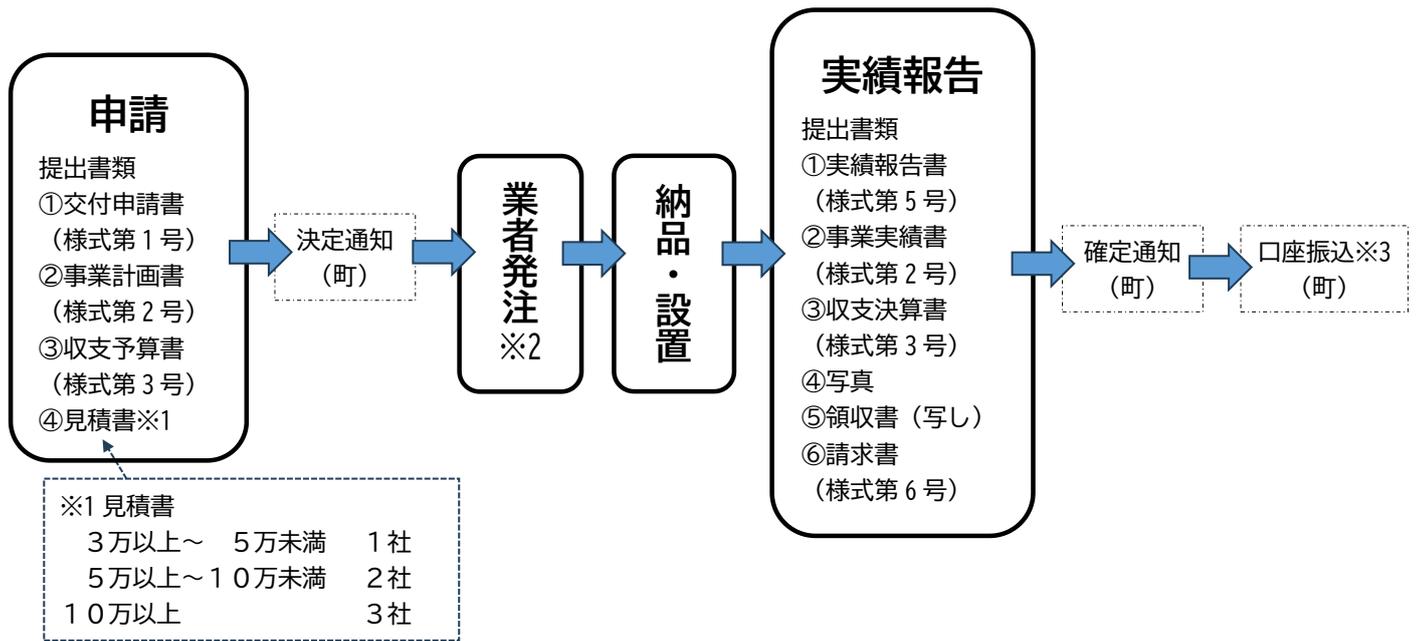
この補助金は、地震災害による住民の生命、身体及び財産を守るため、防災資機材等整備事業を実施する自主防災会に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものです。

補助対象及び補助率

補助の対象		補助率及び補助限度額
事業の区分	経費の区分	
1 防災資機材整備事業	(1) 防災資機材購入経費	経費一式が3万円以上のものに対して4分の3以内とし、10万円を限度とする。
	(2) 防災資機材補修経費	経費一式が3万円以上のものに対して4分の3以内とし、10万円を限度とする。
	(3) ろ水機購入経費	経費一式の4分の3以内とし、ろ水機1台(1t/h以上)につき40万円を限度とする。
	(4) 可搬ポンプ購入経費	経費一式の4分の3以内とし、1台(C-1級以上)につき60万円を限度とする。
2 防災倉庫整備事業	(1) 建設経費	経費一式の4分の3以内とし、50万円を限度とする。
	(2) 増築経費	同上
	(3) 改修経費	経費一式が3万円以上のものに対して2分の1以内とし、30万円を限度とする。
3 可搬ポンプ収納庫整備事業	(1) 建設経費	経費一式の4分の3以内とし、50万円を限度とする。
	(2) 改修経費	経費一式が3万円以上のものに対して2分の1以内とし、30万円を限度とする。

備考 補助額に1,000円未満の端数があるときは、その端数額は切り捨てるものとする。

申請フロー



- ※2 必ず発注前に申請してください。決定通知を受け取ってから発注してください。
※3 事業完了後、補助金を振り込みますので一度区で全額負担していただきます。

1. 申請書の提出

防災資機材整備事業補助金関係書類一式を地域防災課へご提出ください。

提出書類

- ① 長泉町防災資機材等整備事業補助金交付申請書 (様式第1号)
- ② 事業計画書 (様式第2号)
- ③ 収支予算書 (様式第3号)
- ④ 見積書

⇒金額により提出する見積書の数が異なりますのでご注意ください。

3万以上～ 5万未満	…1社
5万以上～10万未満	…2社
10万以上	…3社

※見積書の宛名は各区自主防災会宛に統一してください。

2. 決定通知書の発行 (町)

申請書提出後、町が書類内容について適正であるか審査し、交付を認めたときに長泉町補助金交付決定通知書を交付しますので、各自主防災会にて保管してください。

3. 業者への発注

決定通知書が交付されたら、業者へ発注を行います。必ず決定通知書が届いてから発注を行ってください。

4. 納品・設置

資機材が納品されたら、納品場所と購入数が分かるように写真を撮影してください。
撮影した写真は報告書と一緒に提出いただきます。

5. 実績報告書の提出

補助事業完了後、実績報告書（様式第5号）に関係書類を添えて提出してください。

提出書類

- ①実績報告書（様式第5号）
- ②事業実績書（様式第2号）
- ③収支決算書（様式第3号）
- ④写真
- ⑤領収書（写し）
- ⑥請求書※4

6. 確定通知書の発行（町）

実績報告書提出後、町が書類内容について適正であるか審査し、交付を認めたときに長泉町補助金交付確定通知書を交付しますので、各自主防災会にて保管してください。

7. 口座振込（町）

確定通知交付後、1カ月程度で指定口座※5へお振込みいたします。（事業完了後の補助金の振込になりますので、一度区で全額負担いただきます。）

※4 請求書につきましては、実績報告書と併せてご提出ください。

※5 指定口座振込表に記載された口座